

第604回茨城県内水面漁場管理委員会 議事録

日 時	令和5年12月5日(火) 午後1時54分から
場 所	水戸市笠原町978-6 茨城県庁17階農林水産部会議室
議 題	第1号議案 茨城県知事免許における共同漁業権の免許について(諮問) 第2号議案 茨城県知事免許における遊漁規則の認可について(諮問) 第3号議案 埼玉県知事免許(中川ほか)における共同漁業権の免許について(諮問) 第4号議案 埼玉県知事免許(中川ほか)における遊漁規則の認可について(諮問) 第5号議案 茨城県知事免許における区画漁業権の免許について(諮問)
報告事項	(1) 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果について (2) 採捕の許可の更新について(竹筒・うなぎ鎌)
出席委員	1番 高杉 則行 3番 水野 恵美子 5番 坂本 勉 7番 鈴木 好三 10番 星井 晴美 11番 堤 隆雄 12番 多田 悦章
欠席委員	2番 小林 益三 6番 八角 直道 8番 高津 武弘
県側出席者	農林水産部次長兼漁政課長 川野辺 誠 漁政課課長補佐 鴨下 真吾 " 係長 松井 俊幸 " 水産振興課技師 大森 健策 水産試験場内水面支場長 根本 孝
傍聴人	1名
事務局	事務局長 岡部 勤 副主査 細金 正勇 係長 小沼 智恵美
議事録署名人	3番 水野 恵美子 10番 星井 晴美
議長	1番 高杉 則行

会議内容

開会 午後1時54分

岡部事務局長

〔開会宣言〕

〔資料確認、傍聴人紹介、高杉会長に挨拶を依頼〕

高杉会長

第604回茨城県内水面漁場管理委員会を開催しましたところ、委員の皆様を始め、県の関係職員の皆様にお忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。先月中旬頃から寒波が襲来していきまして、急に寒くなりました。今日もずいぶん冷えておりますけども、今週末は暖かくなるとの予報も出ております。

前回の委員会でご審議いただいた、茨城県内水面漁業調整規則にあります毛針釣りの禁止期間の撤廃等の改正について、10月31日に国の認可がなされ、県の方で12月7日に県報掲載がされる予定と伺っております。これによりまして、フライ釣りやテンカラ釣りの毛針釣りの愛好家の方達が、サクラマスやヤマメ釣りができるようになります。内水面漁業の発展にご尽力いただいた皆様に感謝申し上げる次第でございます。

本日の議題ですが、茨城県知事免許における共同漁業権の免許についての諮問等、議案5件と報告事項が2件ございます。皆様方の活発なご意見をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

岡部事務局長

ありがとうございました。

傍聴人をお願い申し上げます。撮影・録音については、ご遠慮いただきますようお願いいたします。また、傍聴人は、傍聴席に配布してあります茨城県内水面漁場管理委員会傍聴人規程の遵守をお願いいたします。

では、会議規程第4条第1項により、会長が議長となることになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

高杉議長

それでは、議長を務めさせていただきます。早速ですが、次第3の出席委員数の報告を事務局からお願いいたします。

岡部事務局長

はい、現委員10名のうち、出席委員7名、欠席委員3名、過半数の委員の出席をいただいておりますので、漁業法第173条の規定により本会議は成立しております。

高杉議長

ありがとうございました。続きまして、次第4の議事録署名人ですが、会議規程第7条第2項の規定に基づき、私から指名いたします。3番水野委員と10番星井委員をお願いいたします。

それでは、次第5の議題に入ります。第1号議案「茨城県知事免許における共同漁業権の免許について（諮問）」、説明をお願いします。

小沼係長	(諮問文読み上げ)
松井係長	(資料1、参考資料により説明)
高杉議長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明に、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>では、意見もないようですので、茨城県への答申についてお諮りします。諮問の内容に異議ございませんか。</p>
(委員一同)	(「異議なし」の声)
高杉議長	<p>異議なしとのことですので、原案のとおりで差し支えありませんと、茨城県に答申することといたします。</p> <p>それでは、次に移ります。第2号議案「茨城県知事免許における遊漁規則の認可について(諮問)」、説明をお願いします。</p>
小沼係長	(諮問文読み上げ)
松井係長	(資料2、参考資料により説明)
高杉議長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>坂本委員、どうぞ。</p>
5番 坂本委員	<p>瀬沼では、スズキに関して苦情が来ています。遊漁券について、同じ漁場を使用している方も、ハゼ釣りをしている方は払っている一方で、スズキ釣りの方は払っていないということがありまして、対立がおきています。スズキ釣りの方に、遊漁券をお願いしても、スズキは遊漁券は関係ないと言われ断られてしまうので、スズキに関して、県の方で一定のラインを示してもらえるとありがたいです。今大きな問題になっていて、明確な答えを出したいのですけれども、我々ではなんとも言えないので、県の方で何か対策を考えてくれると助かるのですが。</p>
高杉議長	漁政課、よろしいですか。
松井係長	<p>まず、スズキにつきましては、内水面の方にも入ってくる魚ではありますが、海の魚ということもありまして、第5種共同漁業権に入っている漁業権漁場はないという状況でございます。ですので、スズキを釣る方に遊漁料を支払う義務はないというのが回答になってしまうのですが、漁場の管理や整備などの費用が漁協さんではかかっておりますので、ご協力いただけないでしょうかとい</p>

うことで、遊漁料の協力を求めるということはあるかと思えます。スズキについて、漁業権の対象魚種にするかということにつきましては、増殖というものが海の魚ですと難しいところがございます。

5番 坂本委員

遊漁料の支払いについて、ハゼに関しては権利がありますが、スズキに関しては権利がないので、何か対策はないものかと思質問しました。

松井係長

強制的に徴収することはできない制度になっておりますので、ご理解いただければと思います。

5番 坂本委員

分かりました。

高杉議長

坂本委員から、非常に難しい魚種の問題提起がありましたが、漁政課としても答えるのが難しいと思えます。漁場のルールを正しく守ってもらうというような指導はできるかと思えますが、日釣券を売るというのは、難しいような気もいたします。

他にご意見ございますでしょうか。

では、意見もないようですので、茨城県への答申についてお諮りします。諮問の内容に異議ございませんか。

(委員一同)

(「異議なし」の声)

高杉議長

異議なしとのことですので、原案のとおりで差し支えありませんと、茨城県に答申することといたします。

それでは、次に移ります。第3号議案「埼玉県知事免許(中川ほか)における共同漁業権の免許について(諮問)」、説明をお願いします。

小沼係長

(諮問文読み上げ)

松井係長

(資料3により説明)

高杉議長

ありがとうございました。ただ今の説明に、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

では、意見もないようですので、埼玉県への答申についてお諮りします。本委員会からの意見はなしということで、異議ございませんか。

(委員一同)

(「異議なし」の声)

高杉議長

異議なしとのことですので、原案のとおりで差し支えありませんと、埼玉県に答申することといたします。

それでは、次に移ります。第4号議案「埼玉県知事免許（中川ほか）における遊漁規則の認可について（諮問）」、説明をお願いします。

小沼係長 （諮問文読み上げ）

松井係長 （資料4により説明）

高杉議長 ありがとうございます。ただ今の説明に、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

では、意見もないようですので、埼玉県への答申についてお諮りします。本委員会からの意見はなしということで、異議ございませんか。

（委員一同） （「異議なし」の声）

高杉議長 異議なしとのことですので、原案のとおりで差し支えありませんと、埼玉県に答申することといたします。

それでは、次に移ります。第5号議案「茨城県知事免許における区画漁業権の免許について（諮問）」、説明をお願いします。

小沼係長 （諮問文読み上げ）

松井係長 （資料5、参考資料により説明）

高杉議長 ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

水野委員、どうぞ。

3番 水野委員 森林などの権利を、外国の経営者の方が買い取ってしまう、知らない間に所有権が移ってしまったということを聞きます。金魚というと、日本国外の愛好者も多いと思いますが、経営者の方は日本の方でしょうか。

高杉議長 漁政課、説明をお願いします。

松井係長 現経営者は、日本の方です。

3番 水野委員 分かりました。森林などでおきていることですので、知らない間に変わっているかもしれないということを懸念し、そういったことがないように、今後目を光らせるべきなのではないかと感じました。以上です。

高杉議長

外国の方が水とか山を買い取っているというニュースもございますし、外国の方で錦鯉の愛好者は多いですね。現経営者は長く経営されている方ですので、そういった心配はないかと思いますが、今後そういったことも色々と気を付ける必要もあるかもしれませんね。

そのほかご意見ございますでしょうか。

では、意見もないようですので、茨城県への答申についてお諮りします。諮問の内容に異議ございませんか。

(委員一同)

(「異議なし」の声)

高杉議長

異議なしとのことですので、原案のとおりで差し支えありませんと、茨城県に答申することといたします。

それでは、次に、次第6の報告事項に移ります。「(1) 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果について」、説明をお願いします。

小沼係長

(資料6により説明)

高杉議長

ありがとうございました。ただ今の説明に、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

では、意見もないようですので、次に移ります。「(2) 採捕の許可の更新について(竹筒・うなぎ鎌)」、説明をお願いします。

松井係長

(資料7により説明)

高杉議長

ありがとうございました。ただ今の説明に、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

では、意見もないようですので、次第7の「その他」に移ります。県、事務局から何かございますか。

岡部事務局長

特にありません。

高杉議長

その他、委員の皆様から、何かございますか。

では、特にないようですので、本日の議事は、全て終了いたしました。

それでは事務局より、次回の開催日程をお願いします。

岡部事務局長

次回の委員会は、2月下旬に開催予定です。また、それに先立ちまして、目標増殖量協議会を2月上旬に開催予定です。開催通知は、後日発送させていただきますので、よろしく願いいたします。

高杉議長

ありがとうございました。それでは、これもちまして本日の委員会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会 午後2時55分